

令和2年第 7回 総会
7月

白井市農業委員会会議録

令和2年7月9日 開会

令和2年7月9日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和2年7月9日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	笠 井 行 雄
会長代理	中 村 教 雄
1 番	根 本 孝 一
2 番	岩 井 聡 明
3 番	芦 田 恵 子
4 番	今 井 幹 代
5 番	福 田 孝 一
6 番	内 藤 秀 樹
7 番	宇 賀 義 則

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齊 藤 和 博
2. 秋 谷 茂 男
3. 川 上 洋
4. 押 田 勝 巳
5. 海 老 原 清
6. 山 崎 雅 巳
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

傍聴者 1名

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について

議案第3号 令和2年度第3次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

8月の事前審査会、総会の日程について

- | | |
|-----------|-----------------------|
| ・申請受付締め切り | 7月21日火曜日 |
| ・事前審査会（案） | 7月30日木曜日 |
| 第2班 | 午前9時から 本庁舎2階災害対策室2 |
| ・総 会（案） | 8月 6日木曜日 |
| | 午後4時00分から 本庁舎2階災害対策室2 |

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さんこんにちは。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、令和2年の7月定例総会に出席いただきまして、ありがとうございます。

先月の梅雨入りをしましてから、毎日天気の悪い日が続いております。

健康管理には十分気をつけていただきたいと思います。

それから、九州・東海地方では、毎日大雨が続いておりまして、各地で土砂崩れ、河川の氾濫等による家屋の浸水等の被害がテレビ・新聞等で報道されておりますが、被害を受けられた方々には、心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

それから、今月の農業委員の最適化推進委員の改選によりまして辞められる委員さんにつきましては、長年にわたり、大変御苦労さまでございました。

今後の御活躍をお祈りしたいと思います。

また、引き続き、就任されます委員さんにつきましては、これから白井市農業委員会の発展に、なお一層の御尽力を賜りたいと思います。

よろしくお願いいたします。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより令和2年7月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、3番、芦田恵子委員、4番、今井幹代委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局の岡田です。

それでは、御説明いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和2年7月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番になります。

富士字南園の1筆となっており、地目、現況ともに畑でございます。

地積は、2,281平方メートルとなっております。

権利者につきましては、資料に記載のとおりでございます。

経営面積は80アールとなっており、義務者につきましても、資料に記載のとおりでございます。

この案件の事由についてでございますが、所有権移転の贈与となっております。

続いて、2番。

名内字向山の1筆ということで、地目、現況ともに畑となっております。

地積は、2,380平方メートルでございます。

権利者は記載のとおりでございます、経営面積は180アールとなっております。

義務者につきましても、資料に記載のとおりです。

事由は、所有権移転の売買となります。

続きまして、3番。

富塚字沖の1筆で、地目、現況ともに田でございます。

地積は、128平方メートルです。

権利者は記載のとおりでございます、経営面積は69アールとなっております。

義務者につきましては、記載のとおりです。

事由につきましては、所有権移転の売買となります。

以上で議案第1号の説明を終わります。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

福田孝一委員、お願いします。

福田孝一委員 三つまとめて。

笠井会長 はい。

福田孝一委員 分かりました。

班長の福田です。

議案第1号の1番、農地法第3条の規定による許可申請に係る調査報告を行います。

事前審査当日では、権利者及び義務者の代理人1名が出席しました。

申請地は、市役所から南西へ約3キロメートルに位置しています。

現状は、約3分の2がいろいろな種類の野菜が作付されていて、残りの部分も、雑草は生えていましたが、つい最近まで耕作されていた様子でした。

今現在、この申請地の所有権が、兄、妹2人の所有になっており、兄が5分の3、妹が5分の2になっています。

今回の申請目的は、妹の5分の2を兄に贈与し、この申請地の所有権を全て兄の持ち分とすることです。

申請地は、以前、近くの方に畑として貸しており、その方が耕作していましたが、半年ほど前から、権利者自らが野菜の作付を行うようになったと聞いています。

権利者は保育園の理事長をしていますが、ほぼ引退した状態で、この申請地で、園児たちのために野菜を作ることを楽しみにしているそうです。

82歳という高齢で、なおかつ、自宅から申請地まで車で約50分という状況ですが、本人は至って健康であり、また息子さんが同じ職場にいて、野菜づくりと一緒に手伝っているそうです。

したがって、車での移動も、息子さんに乗せてもらうことができるということです。以上のことから、本案件は何ら問題ないと判断しました。

続きまして、議案第1号の2番、農地法第3条の規定による許可申請に係る調査報告を行います。

事前審査当日では、権利者の方と義務者の代理人の方の2名が出席しました。

申請地は、市役所から北へ約4.2キロメートルに位置しています。

現状はきれいに耕作され、作付されていました。

今回の所有権移転、売買の目的ですが、今までこの畑は、権利者が義務者より以前から借りて耕作していた土地です。

今回、権利者と義務者の合意が取れたため、所有権移転、売買に至ったそうです。

権利者は許可後、ネギを作付するとのことですが、以前より大変熱心に農業に取り組んでおり、年間を通して様々な野菜を生産しています。

また、農機具もそろっており、労働力に関しても、本人、奥さん、そして最近では、息子さんとその嫁さんが手伝っており、十分にあると思われます。

申請地は、以前から権利者が耕作、管理していたということになりますので、すなわち今までどおりなので、進入路の確保、周囲の地主さんたちの理解も問題ないと思われます。

続きまして、議案第1号の3番、農地法第3条の規定による許可申請に係る調査報告です。

事前審査当日では、権利者及び義務者の代理人1名が出席しました。

申請地は、市役所から北西へ約3.2キロメートルに位置しています。

現状は、稲が植えられ、きれいになっていました。

今回の申請目的は、所有権移転、売買です。

お手元の資料3の5を御覧ください。

代理人の説明によると、下のほうの〇〇―〇、〇〇―〇が道路建設予定地です。

もう一度復唱します。

〇〇―〇、〇〇―〇が道路建設予定地です。

その右側の〇〇―〇が権利者の田んぼで、その間にある小さな逆三角形が今回の申請地で、義務者の田んぼです。

面積が小さく、なおかつ、三角形であるがため、田植え機、コンバイン等の機械を使用しての作業上の都合により、今回の申請に至ったそうです。

権利者においては、農器具もそろっていますし、申請地の隣の田んぼもきれいに耕作されていました。

許可後は、隣の田んぼと合わせて稲作に取り組むと思われます。

以上のことから、三つの本件は何ら問題がないと判断いたしました。

以上で報告を終わりにします。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

1番について、最適化推進委員の伊藤 治委員、お願いします。

伊藤 治委員 富士担当推進委員の伊藤です。

権利者に話を伺いました。

高齢の方ですが、声は若々しく、お元気そうでした。

御自宅は遠方ではありますが、申請地付近に倉庫をお持ちで、農機具はそこに収納されているそうです。

また、御家族がその他のサポートをなされているとのこと。

収穫された作物は、本人が経営されている保育園の園児たちに食べさせたいとおっしゃっていました。

また、義務者の方は権利者の妹さんですが、体調が余りよろしくないとのこと、お話を伺えませんでした。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

2番について、最適化推進委員の秋谷茂男委員、お願いします。

秋谷茂男委員 推進委員の秋谷です。

権利者の方に話を聞いてきました。

権利者の方は、家族4人で農業をしており、直売所、行商等、忙しく働いております。

申請地は、以前から権利者の方が耕作しており、義務者の方は会社員をしており、農業はしていませんで、今回の売買に至ったそうです。

権利者の方は熱心に農業をしていますので、何ら問題ないと思います。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

3番について、最適化推進委員の川上 洋委員、お願いします。

川上 洋委員 最適化推進委員の川上です。

今回、公共用地の道路ということでかかって、義務者の土地がちょっと三角になっちゃうし、権利者の方は、下の土地が少しかかっちゃうので、代替地が欲しいということで、この義務者のほうの小さいところを上にくっつけて1枚にして。

現在、権利者の方は、ここを田んぼをちゃんと作っていますので。

全部自分ではやっていないらしいのですけれども、でも、ちゃんと作っている、前々から、ここ、きれいに作っていたので、何ら問題ないと思います。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

岩井委員。

岩井聡明委員 農業委員の岩井です。

3番の案件ですけれども、3の4ページですけれども、この土地に負債の抵当権がついているのですけれども、この負債関係はもう整理はされている、まだ残っているのでしょうか。

福田孝一委員 整理してあります。これ相続の関係で、何かついてみたいで、今回この公共用地ということで、ちゃんとこれはもう解消されているそうです。

以上です。

岩井聡明委員 分かりました。ありがとうございます。

笠井会長 事務局。

事務局 資料のほうの3の6ページが、この関係の資料になっています。

笠井会長 ほかにございますでしょうか。

ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。

1番について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番、許可することに可決します。

2番について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、2番、許可することに可決します。

3番について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、3番、許可することに可決します。

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局の岡田です。

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第4条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和2年7月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番についてでございます。

根字大山口の1筆の一部となっております、地目、現況ともに畑でございます。

地積につきましては、2,470平方メートルのうち、674.10平方メートルということになっております。

申請人は資料に記載のとおりでございまして、申請事由につきましては、農地転用ということで、保育園の建設による農地転用ということになっております。

以上で議案第2号の説明を終わります。

笠井会長 ありがとうございました。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。
福田孝一委員、お願いします。

福田孝一委員 1班班長の福田です。

議案第2号の1番、農地法第4条の規定に関する許可申請に係る調査報告を行います。

事前審査当日では、権利者及び建設事務所の2人、合わせて3名が出席しました。

申請地は、市役所から西へ約2.5キロメートルに位置しています。

農地区分としては、第二種農地として判断いたしました。

現状はロータリーがかけられ、きれいに整地されていました。

転用目的は、保育園の増設です。

現在、隣には、既に2年前に建設した保育園の施設があります。

申請地の中その施設寄りに平屋の新たな施設を造り、残った土地は畑として活用する予定だそうです。

平屋にする理由は、園児の緊急時の避難のしやすさと、それから周りにある畑が日陰にならないように考慮してのことだそうです。

工事に当たっては、道路に面しているので、工事車両の出入り口は確保されていて、雨水等の排水も問題ないと思われます。

また、周りの地主さんたちの理解も得ており、施設の後ろに当たる梨畑の農薬散布等の問題もないとのこと。

以上のことから、この案件は何ら問題ないと判断しました。

以上で報告を終わりにします。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の押田勝巳委員、お願いします。

押田勝巳委員 中木戸地区担当の最適化推進委員の押田です。

先日、権利者と会い話を聞きました。

権利者によりますと、以前、保育園を建てたときの担当者から、市のほうからの要望もあり保育園を増築してほしいという話があったそうです。

保育園の増設なら、以前建ててありまして認可保育園ということなので、権利者は快く承諾したそうです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

宇賀委員。

宇賀義則委員 数字の確認なのですが、資料4の17を見まして、資金計画書の収入の合計の数字が違うような気がします。

笠井会長 事務局。

事務局 こちらの資金計画書のほう、修正いただいておりますので、すみません。

宇賀義則委員 分かりました。

笠井会長 よろしいですか。

宇賀義則委員 はい。

笠井会長 ほかにございますでしょうか。

ございませんか。

では、質疑はないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第4条の規定による転用許可申請について採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第3号 令和2年度第4次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局の岡田です。

議案第3号 令和2年度第4次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり令和2年度第4次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和2年7月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

4ページにつきましては、市長から農業委員会宛ての協議文となっております。

続きまして、5ページを御覧いただきたいと思います。

まず、1番でございます。

利用権を設定する農用地についてでございます。

今井字浅間下の3筆となっております、地目は田となっております。

利用権設定面積は、3筆の合計で8,926平方メートルとなっております。

設定する利用権につきましては賃貸借権で、内容は水稻となっております。

期間については5年間ということです。

なお、賃料及び支払方法につきましては、資料に記載のとおりでございます。

続きまして、利用権を設定する者、そして利用権の設定を受ける者についてでございます。

この利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者につきましては、資料に記載のとおりでありまして、この案件については、新規ということになっております。

続きまして、2番。

利用権を設定する農用地につきましては、平塚字海老内の1筆で、地目は畑でございます。

利用権の設定面積については、1,071平方メートルでございます。

設定する利用権は使用貸借で、内容は畑作でございます。

期間については10年でございます。

利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者につきましては、資料に記載のとおりでございます、この案件についても、新規となっております。

以上で議案第3号の説明を終わります。

笠井会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

今回は新規ですので、地区担当員の補足説明がございます。

1番について、最適化推進委員の秋谷茂男委員、お願いします。

秋谷茂男委員 推進委員の秋谷です。

利用権の設定を受ける方、権利者の方に話を聞きました。

3年ぐらい前から、この田んぼを耕作していたそうです。

権利者の方は、田んぼと畑を幅広く耕作していて、義務者の方は会社を経営していて、農業はしていません。

それで、今回、賃貸借権の相談を役所に相談したところ、今回の申請に至ったそうです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

2番について、最適化推進委員の海老原清委員、お願いします。

海老原清委員 平塚担当の推進委員の海老原です。

権利者の利用権を設定する〇〇さんにつきましては、母親と〇〇さんで2人でやっているのですが、できれば誰かに貸して、1,071平米のところにビニールハウスが建っているのですが、そこをやることは、高齢なためできないということなので、母親と自分、だから、誰か作っていただける人がいればということで探していたところ、〇〇さんがちょうどハウスをやりたいということで、話を持っていかれたそうです。

〇〇さんにつきましては、新規就農3年目でやる気があって、とてもいい人だと思います。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号 令和2年度第4次農用地利用集積計画の決定について、一括して採決を行います。

承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第3号 令和2年度第4次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局の岡田です。

議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて。

白井市長より、生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんの依頼がありましたので、買取希望者の有無について確認いたします。

令和2年7月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

それでは、1番を御覧いただきたいと思います。

河原子字元天神の1筆となっております、地目、現況ともに畑となっております。地積は、6,435平方メートルでございます。

買取申出者は、記載のとおりでございます。

事由につきましては、生産緑地解除申請のためとなっております。

2番につきましては、河原子字元天神の1筆で、地目、現況ともに畑でございます。

地積は、2,750平方メートルです。

買取申出者は、記載のとおりとなっております。

事由については、生産緑地解除申請の為となっております。

続きまして、7ページと8ページの資料につきましては、市長から農業委員会宛ての依頼文となっております。

それから、9ページ、10ページの資料につきましては、農業委員会会長から農業委員及び最適化推進委員宛ての通知文となっております。

以上で議案第4号の説明を終わります。

笠井会長 ありがとうございます。

生産緑地の取得のあっせんについては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

ございませんか。

では、質疑はないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第4号生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて、買取希望者の有無について確認いたします。

1番について、買取希望者はありましたでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

笠井会長 議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて、1番、買取希望者なしということで市長に報告させていただきます。

続いて、2番について、買取希望者はありましたでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

笠井会長 議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて、2番、買取希望者なしということで、市長に報告させていただきます。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局の岡田です。

11ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について、下記のとおり、白井市農業委員会事務局規程第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和2年7月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

資料で、12ページと13ページを御覧いただきたいと思います。

専決処分書の内容となっております、①につきましては、農地法第5条第1項第

6号の規定による農地転用の届出となっておりまして、3件につきまして専決処分をさせていただきました。

続いて、13ページ、②につきましては、軽微な農地改良の届出ということで、2件専決処分をさせていただいております。

続きまして、14ページを御覧ください。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による通知が2件ありましたので報告いたします。

2件の内容については、下の表のとおりとなっております。

それでは、表紙の次第のほうに戻っていただきたいと思います。

次第の4、(2)のところを御覧いただきたいと思います。

8月の事前審査会、総会の日程についてでございます。

まず、申請の受付締切りが7月21日火曜日。

事前審査会につきましては、7月30日の木曜日、担当については第2班となっております。午前9時から本庁舎災害対策室2、こちらの会議室となっております。

総会につきましては、8月6日木曜日、時間は午後4時から、会場についても同様に、こちらの会議室で総会を開催いたしたいと考えております。

事務局からは、以上でございます。

笠井会長 本日の議案については全て終わりました。

長時間にわたり慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人